

東社協 福祉施設経営相談室だより 57 平成19年4月13日

TEL 03 - 3268 - 7170 FAX 03 - 3268 - 0635

Eメール keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp

本相談室だより 57 は障害関係施設あて発行されています。

障害者自立支援法移行に伴う新勘定科目（続）

障害者自立支援法施行に伴う勘定科目改正通知（雇児発第 022001 号）に関連する本経営相談室だより 55 を発行したところですが、4月4日付にて2つの障害者自立支援法関連の勘定科目の通知（事務連絡）があり、同通知の内容を下記にまとめましたので、ご一読ください。なお、5月の決算理事会等直近の理事会において、経理規程別表及び19年度予算書の勘定科目の補正が必要となります（全2枚）。

記

1 自立支援給付費関連勘定科目（資金収支予算内訳表、事業活動収支内訳表共通）

大	中区分	小区分	説明
経常活動による収支	介護保険収入	（発行者注）このたび小区分の取り扱いの通知があったものは下記のとおり。	
	介護保険収入		
	自立支援費等収入		
	介護給付費収入		
	訓練等給付費収入		
	障害児施設給付費収入		
	サービス利用計画作成費収入		
	特定障害者特別給付費収入		
	特定入所障害児食費等給付費収入		
	利用者負担金収入		
		特定費用等収入	食事の提供に要する費用、日用品費、利用者が負担することとされている費用
	償還払い分収入	給付費相当分	

2 地域生活支援事業等勘定科目（資金収支予算内訳表、事業活動収支内訳表共通）

		大区分	中区分	科目の説明
経常活動による収支	収入	補助事業等収入		事業収入を援用
			補助事業収入	地方公共団体等からの補助事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。
			受託事業収入	地方公共団体等から委託された事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。
			利用者負担金収入	補助事業等における、利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。
			その他の補助金等収入	その他、地方公共団体等から受け取った助成金等をいう。なお、利用者負担軽減分、社会福祉法人減免分、事業運営円滑化事業等による収入分について、それぞれ小区分を設定する。（注）

会計処理を行う上で、小区分等の勘定科目を新たに設けることは差し支えない。

（注）（事務連絡より転載）

3 勘定科目の詳細説明

「（中区分）その他の補助金等収入」においては、社会福祉法人減免に対する補助など、事業者の特定の支出を伴わない収入補填としての収入を処理することとする。具体的に現在考えられるものとしては、

- ・地方公共団体が独自で実施している利用者負担軽減、事業者減収補填
- ・社会福祉法人減免に対する補助
- ・特別対策としての基金事業のうちの、事業運営円滑化事業及び通所サービス利用促進事業

なお、特別対策としての基金事業のうち「事業者コスト対策」については、「（中区分）補助事業収入」により処理されたい。